役員規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の会務、役員選考に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の会務分担)

- 第2条 役員は会務を分担する。
- 2 理事は、以下の会務を分担する。
 - 会 長(定数1名)法人の代表,会務の総理
 - 副会長(定数3名以内)企画:調整:統合
 - 庶 務(定数2以内)組織管理・人事・会議・文書・設備・総会
 - 国 際(定数1名) IFORS等国際交流
 - 研 究 (定数 2 名以内) 研究・教育・研究受託・研究発表会
 - 編 集 (定数2名以内) 会誌・出版・広告
 - 会 計(定数1名)会計
 - 広報(定数1名)ホームページの運営、広報活動
 - 渉 外 (定数1名) 他学会・他学協会との連携
 - 支 部 (定数1名) 支部活動、本部および支部相互の連携
 - 大 会 (定数 2 名) 支部研究発表会時の実行委員長を担当
 - 無任所(定数1名以内)理事会の決定による職務を執行
- 3 監事は、法令に定める職務を執行する。

(会長候補者の選出)

- 第3条 会長候補を選出するため、会長候補者選考委員会を設ける。
- 2 会長候補者選考委員会は会長候補者選考委員をもって組織する。
- 3 会長候補者選考委員会に会長候補者選考委員長を置く。会長候補者選考委員長は会長候 補者選考委員の互選による。
- 4 会長候補者選考委員の定員は13名とし、会長改選の3ヶ月前までに、理事から5名、 名誉会員及び正会員から8名を理事会において選出する。
- 5 会長候補者選考委員の任期は会長就任時までとする。

(投票)

- 第 4 条 会長候補者選考委員会は候補者1名を選考し、書面により名誉会員および正会員 の信任投票を求める。
- 2 有効投票の過半数の信任を得て候補者とする。
- 3 有効投票の過半数の信任が得られない場合は、会長候補者選考委員会において再度選考 を行う。

(役員候補者の選定)

第5条 役員候補者は分担する会務ごとに、本人の同意に基づいて名誉会員または正会員5

名以上によって推薦された者とする。

- 2 役員候補者は候補者名簿に登録する。同一人が複数の会務分担役員の候補者になること はできない。
- 3 候補者名簿にもとづき、名誉会員および正会員が分担ごとの定数連記、無記名投票を行 なう。
- 4 得票数が同じ場合には年令が高いものを選出する。

(総会、理事会決議)

第 6 条 役員の選出は、法令に従い定時総会の決議で行うものとし、会長の選出は、理事 会の決議で行うものとする。

(選挙管理委員会)

第7条 会長候補者信任投票・役員選出投票の選挙管理委員会は監事が責任者となって 実施する。

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規程は、公益社団法人 日本オペレーションズ・リサーチ学会としての登記の日より施行する。

改訂:第2条2項 無任所の項(無任所3⇒大会2・無任所1へ) 2017年10月25日 改訂:新7条追加・旧7条は8条へ 2017年10月25日